

次世代住宅ポイント対象住宅証明業務に係る適合審査料金表

【一戸建ての住宅】

(単位：円)

適用する基準	一戸建ての住宅	
	一般料金	評価書等の活用
・断熱等性能等級 4	22,000	7,000
・一次エネルギー消費量等級 4・5	31,000	7,000
・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 2・3	22,000	7,000
・免震建築物	31,000	7,000
・高齢者等配慮対策等級 3・4・5	17,000	7,000
・劣化対策等級 3 かつ維持管理対策等級 2 以上	17,000	7,000

(消費税は別途)

注) 評価書等：上記適用基準に関する適合状況が記載された次の書類で、当機関が交付又は関与（認定通知書の場合）したもの（併願も含む）。《「共同住宅等」も同じ》

- ・「設計住宅性能評価書」又は「建設住宅性能評価書」
- ・フラット35S（省エネルギー）の「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書」
- ・「長期優良住宅建築等計画に係る認定通知書」
- ・「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」
- ・「低炭素建築物新築等計画に係る認定通知書」
- ・「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」
- ・「現金取得者向け新築対象住宅証明書」

【共同住宅等】

(単位：円)

適用する基準	共同住宅等	
	一般料金	評価書等の活用
・断熱等性能等級 4	$28,000 + 3,000 \times N$	$7,000 + 3,000 \times N$
・一次エネルギー消費量等級 4・5	$42,000 + 3,000 \times N$	$7,000 + 3,000 \times N$
・耐震等級 2・3	$33,000 + 3,000 \times N$	$7,000 + 3,000 \times N$
・免震建築物	$44,000 + 3,000 \times N$	$7,000 + 3,000 \times N$
・高齢者等配慮対策等級 3・4・5	$22,000 + 3,000 \times N$	$7,000 + 3,000 \times N$
・劣化対策等級 3 かつ維持管理対策等級 2 以上	$22,000 + 3,000 \times N$	$7,000 + 3,000 \times N$

(消費税は別途)

注) N：住宅戸数（住宅戸数が1戸の場合は「一戸建ての住宅」を適用する）